

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月15日

埼玉県知事 殿



提出者

住 所 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号

氏 名 増木工業株式会社

代表取締役 加藤 純一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048-477-2446（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	増木工業株式会社 本社
事業場の所在地	埼玉県新座市野火止三丁目10番7号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	13億3879万円
③従業員数	24人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工事現場毎での分別回収の推進。 ・作業員への指導徹底。 ・資材梱包等の簡素化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・各現場での発生材のうち、有価物の分別を徹底して行うよう指導。 ・不要な資材搬入の抑制。 ・一般廃棄物投入禁止等、分別推進看板の設置。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、廃プラ、石膏ボード、ダンボール、金属くずの分別。 ・各現場で作業員への指導徹底。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、廃プラ、石膏ボード、ダンボール、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・各作業所で排出した廃棄物を集計した上で品目ごとに分類し、データをグラフ化して部署内で年間排出量の情報共有。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り、再生利用業者への委託をおこない、最終処分量の 低減を図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・収集運搬業者への追跡調査の実施。 ・社内にて産業廃棄物の適正処理に関する勉強会を開催し、 工事関係者を中心にマニフェストの正しい取り扱いや、 排出事業者責任について再度認識を深める。		
※事務処理欄			

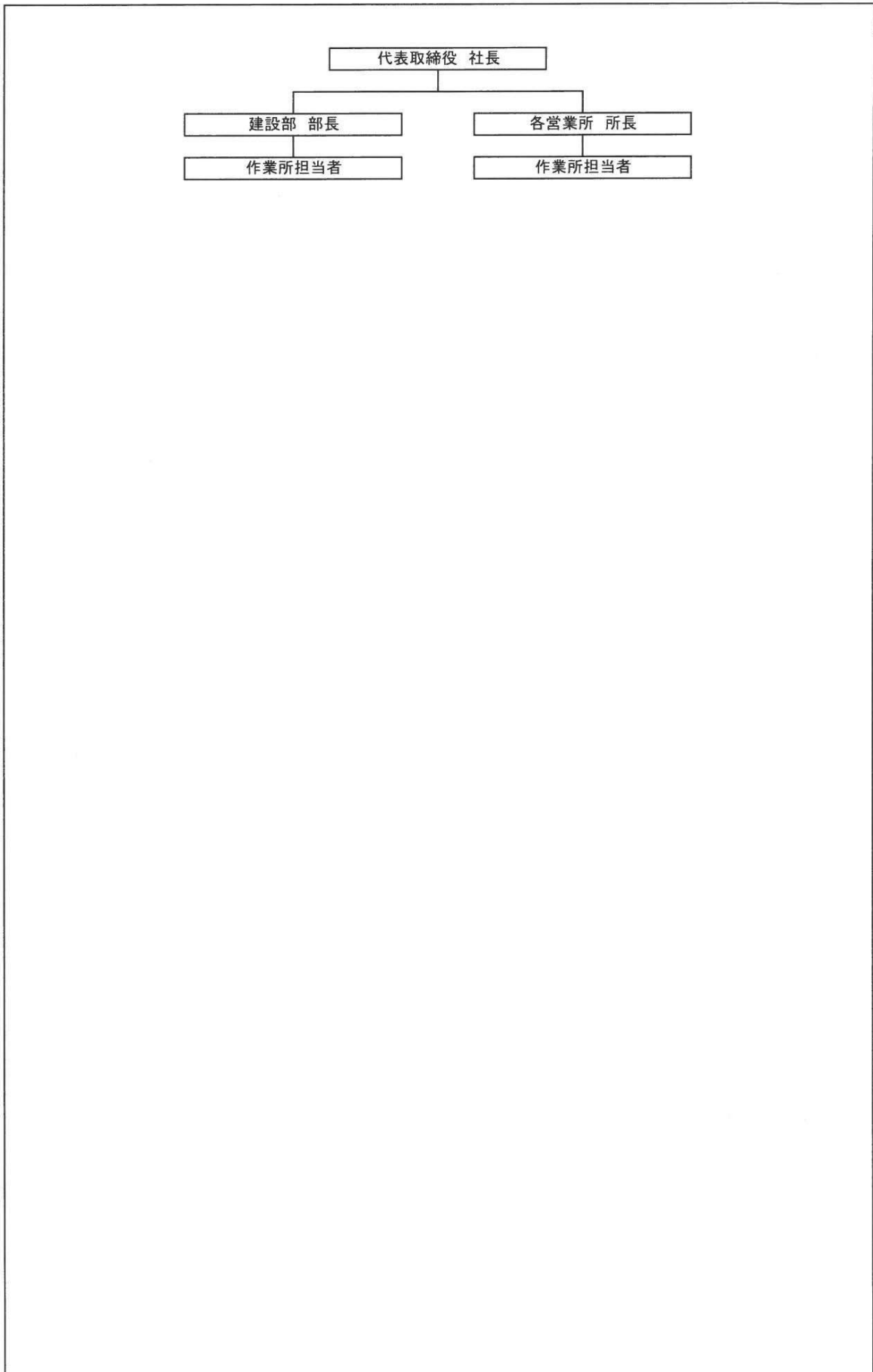
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

・混合廃棄物	→	破碎	→	選別	→	再利用又は焼却 不燃破碎物	→	埋立
・廃プラスチック類	→	破碎・圧縮	→	再利用又は埋立				
・紙くず	→	破碎・圧縮	→	再利用				
・木くず	→	破碎	→	再利用				
・金属くず	→	破碎	→	再利用				
・ガラス・陶磁器くず	→	破碎	→	再利用又は埋立				
・がれき類	→	破碎	→	再利用又は埋立				
・コンクリートがら	→	破碎	→	再利用				
・石膏ボード	→	破碎	→	再利用				

別添2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書別紙集計表

現状:前年度(令和4年度)実績量
計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排出量		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	0.17	0.15	-	-	-	-	-	-	0.17	0.15	0.00	0.00	0.17	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	50.76	45.68	-	-	-	-	-	-	50.76	45.68	50.76	45.68	50.76	45.68	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	7.10	6.39	-	-	-	-	-	-	7.10	6.39	7.10	6.39	7.10	6.39	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	165.91	149.32	-	-	-	-	-	-	165.91	149.32	63.46	57.11	165.91	149.32	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	6.12	5.51	-	-	-	-	-	-	6.12	5.51	6.12	5.51	6.12	5.51	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	34.52	31.07	-	-	-	-	-	-	34.52	31.07	5.20	4.68	34.52	31.07	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	15.50	13.95	-	-	-	-	-	-	15.50	13.95	15.50	13.95	15.50	13.95	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	108.10	97.29	-	-	-	-	-	-	108.10	97.29	108.10	97.29	108.10	97.29	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	2088.30	1,879.47	-	-	-	-	-	-	2088.30	1,879.47	535.10	481.59	2,088.30	1,879.47	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	115.40	103.86	-	-	-	-	-	-	115.40	103.86	0.00	0.00	115.40	103.86	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	153.80	138.42	-	-	-	-	-	-	153.80	138.42	85.80	77.22	153.80	138.42	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(安定型)	4.16	3.74	-	-	-	-	-	-	4.16	3.74	4.16	3.74	4.16	3.74	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	255.07	229.56	-	-	-	-	-	-	255.07	229.56	255.07	229.56	255.07	229.56	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	14.38	12.94	-	-	-	-	-	-	14.38	12.94	14.38	12.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.08	0.07	-	-	-	-	-	-	0.08	0.07	0.08	0.07	0.08	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	3,019.37	2,717.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,019.37	2,717.42	1,150.83	1,035.73	3,004.99	2,704.48	0.00	0.00	0.00	0.00